

児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算に関する実務経験について、留意点をお示しいたしますので、届出・算定に当たっては十分にご確認いただきますようお願いいたします。(参考：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等(障害児支援)に関するQ&A VOL.1 (令和6年3月29日))

- ① 実務経験に係る児童福祉事業について、児童指導員等加配加算においては、児童福祉事業に加え、幼稚園(特別支援学校に限らない)、特別支援学校、特別支援学級又は通級での指導における教育の経験を含むものとされている一方で、専門的支援体制加算は特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導における教育の経験は含まれないとされています。

・各加算の実務経験の範囲について

児童指導員等加配体制	児童福祉事業(※)、幼稚園(特別支援学校に限らない)、特別支援学校、特別支援学級又は通級での指導における教育の経験
専門的支援体制加算	児童福祉事業(※)、幼稚園(特別支援学校に限らない)

(※)児童福祉事業は、別記参照。

- ② 児童指導員等加配体制における実務経験数については、資格取得やその職種で配置される以前の経験も含むことができるとされている一方で、専門的支援体制加算においては、保育士・児童指導員は資格取得・任用から5年以上児童福祉事業に従事したものに限られています。
- ③ 児童指導員等加配体制、専門的支援体制加算のいずれの実務経験年数についても、雇用形態や1日あたりの勤務時間数は問いませんが、1年あたり180日以上勤務があることが想定されている為、5年かつ900日以上の実務経験が必要となります。
- ④ 加算の届出時の実務経験証明書については、①～③の要件を満たしていることが分かるようにご準備をお願いします。特に①の要件に該当するかについては、明確に記載をお願いします。
- ⑤ 令和6年度報酬改定に係る加算届出期日に実務経験証明書のご準備が難しい場合は、「実務経験証明書提出に関する誓約書」の提出により届出を受理いたします。ただし、加算の要件を満たす挙証資料として、実務経験証明書の取得、保管は引き続き行っていただきますようお願いいたします。届出以後、実務経験や実務内容の要件を欠けていることが判明した場合は、速やかに報告いただきますようお願いいたします

別記（児童福祉事業について）

・児童福祉法第7条第1項：児童福祉施設として、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター（\*）

・児童福祉法第12条：児童相談所

・児童福祉法第6条の2の2：児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援

・児童福祉法第6条の3：児童自立生活援助事業、放課後等児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業（\*）、社会的養護自立支援拠点事業（\*）、意見表明等支援事業（\*）、妊産婦等生活援助事業（\*）、子育て世帯訪問支援事業（\*）、児童育成支援拠点事業（\*）、親子関係形成支援事業（\*）

（\*）は改正児童福祉法（令和6年4月施行）により新設